

予算決算審査委員会報告書

令和7年3月18日

備前市議会議長 西 上 徳 一 殿

委員長 山 本 成

令和7年3月18日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第2号 令和7年度備前市一般会計予算	原案可決	あり
議案第17号 令和6年度備前市一般会計補正予算（第11号）	原案可決	あり

予算決算審査委員会記録

招集日時	令和7年3月18日（火）		午後3時00分	
開議・閉議	午後3時00分	開会	～	午後3時30分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第1回定例会）の開催		
出席委員	委員長	山本 成	副委員長	奥道光人
	委員	中西裕康		土器 豊
		尾川直行		守井秀龍
		立川 茂		石原和人
		森本洋子		青山孝樹
		藪内 靖		松本 仁
		内田敏憲		丸山昭則
		草加忠弘		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	西上徳一		
説明員		なし		
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

午後3時00分 開会

○山本委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席は15名です。定足数に達しておりますので、これより予算決算審査委員会を開会します。

本日は、採決を保留しておりました議案第17号及び議案第2号の採決を行います。

○中西委員 採決に当たり、昨日の委員会の中で、教育委員会所管の教育総務費、国際交流業務委託料については、委託の内容について資料を提出するというお約束があったにもかかわらず、いまだに私の手元に届いておりません。

予算決算診査委員長として、再度、教育委員会に提出を要望していただきたいと思います。

○山本委員長 中西委員、その資料は採決に必要ですか。

○中西委員 はい。

○山本委員長 暫時休憩します。

午後3時01分 休憩

午後3時13分 再開

○山本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 議案第17号の採決 *****

まず、議案第17号を採決します。

議案第17号に対し、石原委員から修正案が提出されております。

修正案提出者の説明を求めます。

○石原委員 別紙でお配りをいただいておりますけれども、議案第17号に対する修正案を提案させていただきます。

予算書の中の第3条、第3表繰越明許費補正のうち、教育費、小学校費、中学校費、いずれも体育館移動式空調機購入事業の繰越明許を認めずという提案でございます。

委員会審査の中で、新たな国の補助金をこの事業に充当することとなり、補助対象とするには体育館の断熱化等の対応も求められるとの説明がございました。

そうになってまいりますと、事業の全体像が全く曖昧となることから、ここはゼロベースから体育館の環境整備を考え、検討すべきという思いに至っております。

以上、修正案とさせていただきます。

○山本委員長 石原委員の説明が終わりました。

これより修正案の提出者に対する質疑を行います。

○守井委員 空調機器購入に当たっては、新たに断熱化を図るということですが、これは実質的には担当者から聞いたところによりますと、断熱化を図る計画があれば、この補助対象になるということになっておるようでございますので、そういう意味においては、計画を立てるということであれば、この購入事業が交付金対象になるということでありますから、できるだけ早めにこ

の購入事業を実施すべきであり、繰越しする事業は賛成すべきではないかと私は思います。

断熱化の中には、例えば窓に入れる遮熱効果を図るとか、屋根をどうかするとか、いろんな方法があるかと思えます。今後、それを計画することによって、この空調機器購入事業に交付金が対応になるということでございますので、できるだけ早めにやられたらいいと思います。

繰越しに賛成の立場で御意見を申し上げます。

○石原委員 今のは御意見ということでよろしいですか。私への質問の時間だと思いますけれども。

○守井委員 先ほどのお話では、断熱化を図る事業もやらなければ、一緒にやるべきではないかという御意見だと思うけれども、その空調機はさておいて、全体の空調機をやられるという御意見である、体育館の冷暖房をはじめやるということをするために、これは削除したほうがいいという御意見でしょうか。

○石原委員 先ほど申しましたけれども、この事業については、我々議会として検討すべきじゃないかと。計画も全く曖昧なままで、空調機のみ予算がここで繰り越されるわけですから、一旦は、ここはもう原点に戻って、計画も含めてしっかりお示しをいただいて、我々は判断すべきじゃないかなという考えでございます。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、修正案の提出者に対する質疑を終了いたします。

以上で議案第17号に対する全ての質疑を終了いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

なお、採決につきましては、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案について採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

それではまず、修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は原案について可決と裁決いたします。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○**中西委員** 議案第17号備前市一般会計補正予算（第11号）についての少数意見、第2表継続費補正、図書館整備事業、第3表繰越明許補正、職員住宅整備事業、市役所北側休息所整備事業、公有財産購入費、デマンドタクシーデザイン塗装業務委託料、公有財産購入費、浦伊部地区移住体験住宅整備事業、小学校体育館移動空調機購入事業、中学校費、体育館移動空調機購入事業、図書館整備事業費については、無計画な予算については認められません。

○**山本委員長** ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

所定の賛成者がありますので少数意見は留保されました。

少数意見報告書を作成の上、直ちに委員長まで提出願います。

ほかに少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第17号の審査を終わります。

***** 議案第2号の採決 *****

次に、議案第2号を採決します。

議案第2号に対し、尾川委員と石原委員から、それぞれ修正案が提出されております。

修正案提出者の説明を求めます。

まず、尾川委員からの説明を願います。

○**尾川委員** お手元の修正案のとおりですが、観光船の完成と就航に合わせて、寄港先に乗客待合の施設等を整備する事業について修正いたしたいと思っております。

○**山本委員長** これより修正案の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、修正案の提出者に対する質疑を終了いたします。

次に、石原委員からの説明を願います。

○**石原委員** 大きく3つの事業に関する予算を削除すべきという修正案を提案させていただきます。

詳しくは、お配りをいただいております別紙のとおりでございますが、1つ目、7人乗りとされるデマンド車両10台の購入に係る費用、2番目に、観光船に関する栈橋、トイレ、待合所等の整備費用、3点目、ALT外国語指導助手を85名体制とする関連予算のうち、現行の25名体制に留め置くため、増員分の費用を削除する提案でございます。

委員会審査におきましても、それぞれの事業の必要性、計画性、妥当性、また提案に至る検討

経緯に対しまして、納得するに至らず、修正案の提出とさせていただきます。審査、よろしくお願いたします。

○山本委員長 石原委員の説明が終わりました。

これより修正案の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、修正案の提出者に対する質疑を終了いたします。

以上で議案第2号に対する全ての質疑を終了いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

なお、採決の順序についてあらかじめ申し上げます。

本案については、尾川委員、石原委員から提出された修正案には共通部分がありますので、初めに、石原委員提出の修正案のうち尾川委員提出の修正案と共通する部分を除く部分について採決を行います。次に、両修正案の共通部分について採決し、最後に修正部分を除く原案について採決を行います。

なお、両修正案がともに否決された場合、原案について採決を行います。

それではまず、石原委員提出の修正案のうち尾川委員提出の修正案と共通する部分を除く部分について採決を行います。

石原委員提出の修正案のうち尾川委員提出の修正案と共通する部分を除く部分について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、石原委員提出の修正案のうち尾川委員提出の修正案と共通する部分を除く部分は否決されました。

次に、石原委員提出の修正案と尾川委員提出の修正案との共通部分について採決をいたします。

共通部分に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、石原委員提出の修正案と尾川委員提出の修正案との共通部分は可決されました。

続いて、ただいま修正可決した部分を除く残りの原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が修正部分を除く原

案を裁決いたします。

委員長は修正部分を除く原案について可決と裁決いたします。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○**中西委員** 議案第2号令和7年度備前市一般会計予算、ALT関連予算、北前船関連予算、デマンドタクシーの購入費、香登プールの設計料、伊部旧保育園の調査費用、東京への職員4人の派遣、第2表、備前焼伝統産業会館改修工事事業11億6,500万円、第3表、備前焼伝統産業会館改修工事6,800万円については、無計画な予算として認められません。

○**山本委員長** ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

所定の賛成者がいますので、少数意見は留保されました。

少数意見報告書を作成の上、直ちに委員長まで提出願います。

ほかに少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

附帯決議の希望があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第2号の採決を終了いたします。

以上で予算決算審査委員会を閉会いたします。

午後3時30分 閉会